

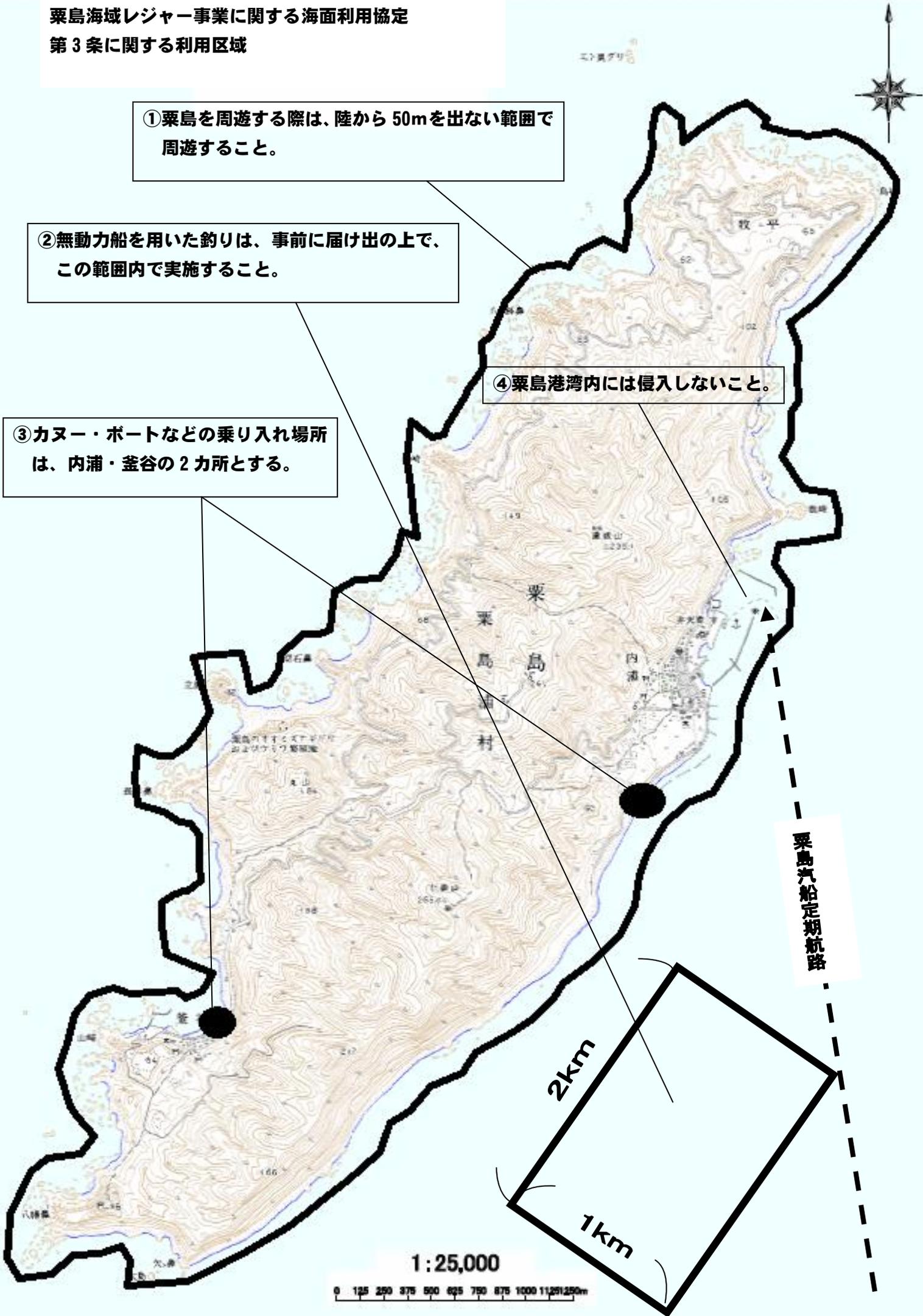
粟島海域レジャー事業に関する海面利用協定  
第3条に関する利用区域

① 粟島を周遊する際は、陸から50mを出ない範囲で周遊すること。

② 無動力船を用いた釣りは、事前に届け出の上で、この範囲内で実施すること。

③ カヌー・ボートなどの乗り入れ場所は、内浦・釜谷の2カ所とする。

④ 粟島港湾内には侵入しないこと。



粟島汽船定期航路

1:25,000

0 125 250 375 500 625 750 875 1000 1125 1250m